

鹿児島県病床機能再編支援事業費給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の自主的な取組や協議による病床削減や再編統合に給付金を支給することにより地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させるため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により県が作成する都道府県計画に基づく病床機能再編支援事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において給付金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(給付対象事業)

第2条 この給付金は、以下の事業に必要な経費を交付の対象とし、各事業の支給対象、支給の要件等は病床機能再編支援事業交付要領（以下「交付要領」という。）で別に定める。

(1) 単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(2) 統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(3) 債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

(給付額の算定方法)

第3条 この給付金の給付額は、交付要領に基づき、支給決定を行った各事業の額の合計額（補助率：10/10）とする。

(給付金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、単独支援給付金支給事業は別記第1号様式によるもの、統合支援給付金支給事業は別記第2号様式によるもの、債務整理支援給付金支給事業は別記第3号様式によるものとする。

- 2 規則第3条の規定により給付金交付申請に添付すべき書類は、交付要領に別に定める。
- 3 給付金交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とし、その提出部数は1部とする。

(給付金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る証拠書類を整理し、証拠書類を給付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 交付要領に基づく給付金の返還が生じる事項に該当した場合には、速やかに県に報告し、その指示を受け、給付金を返還しなければならない。

(給付金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 知事は、規則第3条の補助金等交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき給付金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、給付金交付決定及び確定通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

(給付金の交付)

第8条 この給付金は、精算払により交付するものとする。

- 2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第5号様式のとおりとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行し、改正後の鹿児島県病床機能再編支援事業費給付金交付要綱の規定は令和6年度予算に係る給付金から適用する。